

道路一時使用協議の流れ（作業等に伴い歩道等に車両を乗り上げる場合）

【窓口申請の場合】

- ① 各地域整備事務所に以下の書類を提出ください。
＜提出書類＞
 - ・道路一時使用に係る協議依頼書 1部（様式1）
 - ・道路使用許可申請書（位置図、作業配置図（保安図）等含む） 3部
（所轄警察に提出する2部も準備してください）
- ② 回答
内容に不備がなければ、内部決裁後（約3～4日）、申請者宛（様式2）と警察署長宛（様式3）の条件書を各々1部と道路使用許可申請書を2部お渡しします。
- ③ 所轄警察に道路使用許可申請書2部を提出する際に、②の条件書（様式3）を提出してください。

【電子申請の場合】

- ① 電子申請の実施
堺市電子申請システムにより「道路一時使用協議関係（〇部地域整備事務所管轄）」を選択し、電子申請。なお、〇については下記連絡先をご参照ください。
＜提出書類＞
 - ・道路一時使用に係る協議依頼書 1部（様式1）
 - ・道路使用許可申請書（位置図、作業配置図（保安図）等含む）
（所轄警察に提出する2部も準備してください）
- ② 回答
内容に不備がなければ、内部決裁後（約3～4日）文書番号及び日付を記入した申請者宛（様式2）と警察署長宛（様式3）の条件書各々1部を電子交付します。
- ③ 所轄警察に道路使用許可申請書2部を提出する際に、②の条件書（様式3）を提出してください。
（紙に印刷のうえ提出してください。）

※提出書類に不備があると、手続きに通常より時間を要します。

道路使用許可に伴う所轄警察の手続の期間（約一週間）を踏まえ、十分な余裕をもって、計画的な申請をお願いします。

※万一、損傷を与えた場合には、ただちに応急処置を行った後、道路管理者に連絡し、その指示に従い対応（現状回復等）すること。

※道路一時使用に係る協議依頼書および道路使用許可申請書の期間は同日にしてください。道路一時使用が期間を超える場合には、新たな申請が必要となります。本市に提出する道路使用許可申請書は、警察署に提出する1部を添付してください。

なお、道路使用許可申請書の期間は事前に所轄警察署にご確認ください。

【 連 絡 先 】

（堺区・西区）	西部地域整備事務所	072-223-1600
（北区・東区・美原区）	北部地域整備事務所	072-258-6782
（南区・中区）	南部地域整備事務所	072-298-6572

※申請箇所が2つの区の間をまたがる等の理由により、上記の区で仕分けできない場合があります。

詳しくは各事務所までお問合せください。